

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年12月19日（令和4年（行情）諮問第754号）

答申日：令和5年6月5日（令和5年度（行情）答申第86号）

事件名：「特定医薬品を承認しなかった国賊の氏名が分かる文書」等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和4年9月7日付け厚生労働省発薬生0907第82号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、資料の記載は省略する。）。

(1) 本件は、以下の理由で、審査請求人の求める対象文書は、開示されなければならない。

(2) 本件は、国内の医薬品会社である特定法人Aが、コロナの飲み薬の承認して貰う際に、処分庁に届けた事案に付いて、処分庁は、この飲み薬を承認しなかった事から、どういう経緯で承認しなかったのか調査する為に行政文書の開示請求を行った。

それに対して、処分庁は、審査請求人の開示請求に記載されている「国賊」と言う文言が気に入らなかったのか「国賊の氏名」という意味が不明だと、言い掛かりをつけて不開示決定を行ったのが、本件である。

(3) まず、「国賊」と言う言葉が理解できなければ、辞書で調べろとしかいい様が無い。

国賊公務員が分からなければ、どういった人間が国賊なのかを教えてやるが、処分庁の厚生労働大臣の特定個人Aがいい例である。処分庁大臣は、御存知、特定宗教法人の関係者であり、特定宗教法人は、日本国民の財産を巻きあげ、その金の多くを韓国に送金していた団体であり、国民を破滅に追い込んだ揚げ句に、破滅に追い込まれた国民から、

特定個人Aが所属している自民党議員の国賊特定個人Bの殺人事件にまで、発展しているのである。

世間では「テロ」とかほざいているが、所詮は、国民の怒りを買った怨恨殺人である。国民から恨まれる様な事を行っている団体の関係者が大臣を務めている組織の人間は、審査請求人からすれば、国賊である。

- (4) 本件で、審査請求人は開示請求を行った際に、特定法人Aが申請したコロナ飲み薬の承認に付いては、知識が無く、処分庁の公務員が決裁を行って承認しなかったと思っていたが、どうやら、そうでなく審議会？の様な形で承認されなかった事を処分庁の担当者から聞いた為、補正を行っている。その補正書を提出する。これに本件審査請求書に記載されている事と同じ事を記載している。

「国賊」の意味が分からなければ、辞書で調べろと言うのは前記記載通りであり、審査請求人の様な中卒でも意味は分かるが、その言葉の意味が分からなければ、余程の馬鹿か、審査請求人の開示請求の妨害行為としか、考えられない。

- (5) 政府はコロナワクチンの推奨を行っているが、少なくとも、このワクチン接種後に、副反応疑いで分かっているだけで、2千人近くもの死者が出ており、分かっている事案を含めると相当数の死者が出ているものと思われる。

ところが、マスコミは自民党と特定宗教法人の事案を特定個人Bが殺害されるまで、殆ど報道していなかった様に、ワクチン接種後の副反応疑いによる死亡数を殆ど公表していない。

しかも、行政庁の汚い処は、総理大臣が自らワクチン接種の広報活動をしていながら、ワクチン接種は自己責任だと主張している。こんな汚いマネをする様な政府は信用できない。だから、審査請求人は一度もワクチン接種していない。

ワクチン接種すると言う事は、審査請求人からすれば、オレオレ詐欺にひっかかる様なもので、オレオレ詐欺であれば、金銭の被害で済むが、ワクチンの場合、生死に関わる問題である。そこで登場したのが、本件、特定法人Aの飲み薬である。

審査請求人は、特定法人Aに聞き取り調査を行った結果、特定法人Aの飲み薬は、コロナワクチンよりも遥かに安全であり、しかも、安全性に付いての事案で、本件承認を見送られたのではなく、効力に付いて承認されなかったと言う事であった。つまりは、特定法人Aのコロナ飲み薬に付いて、安全性のある飲み薬であると言う事である。

ところが、処分庁は、国内企業のコロナ飲み薬を承認しないのに明日、つまりは2022年9月16日から、特定法人B製コロナ飲み薬を国民の税金で流通させる事を決めているのである。やっている事は、特

定宗教法人と同じである。

アメリカか韓国の違いだけで、他国企業を儲けさせる為の行為を行っている人間を審査請求人が国賊と言って、何が悪いのかと聞きたい。少なくとも、特定法人Aもコロナ飲み薬の再度、承認申請を行う可能性もあるが、処分庁は、コロナに付いては現在、2部類相当から5部類相当に引き下げの検討をする旨が、マスコミ報道されている事から、そうなれば、コロナ飲み薬は、現在、公費であるがそれが私費になれば、採算が取れないとなれば、コロナ飲み薬の開発を止めるかもしれない状況である。

少なくとも、日本が特定法人B製コロナ飲み薬を購入するという事は、国民からすれば我々の納めた納税が、外国に流出と言う事である。

だったら、国内企業のコロナ飲み薬を承認して、我々の税金を国内企業に使って貰った方が、日本国にとっては、遥かに有益である。

こんな事をしているから、日本は、益々、貧しくなるのである。まあ、処分庁のやっている事は、特定宗教法人は、国民の財産を巻き揚げ、それを韓国に、そして、処分庁は、国民の税金をアメリカにと、やっている事は、特定宗教法人と同じ事をやっている。

本件はそういった日本にとって、国賊行為を行った人間の氏名の開示請求であり、特定宗教法人関係者の処分庁に、言い掛かりを言われる筋合いではない。

(6) よって、審査請求人の求める行政文書は、開示されなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和4年7月20日付け(同月25日受付)で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、以下に掲げる行政文書(本件対象文書)に係る開示請求を行った。

- ・ 特定法人新型コロナ飲み薬を承認しなかった際の行政文書一切(決裁文書及びその決裁に関与した公務員等の出勤簿を含む)

(2) 処分庁は、審査請求人が開示を求める行政文書(「薬事・食品衛生審議会令和4年度第3回薬事分科会・令和4年度第6回医薬品第二部会(合同開催)」(以下、第3において「本件審議会」という。)資料)が厚生労働省ホームページにおいて公表されているため、令和4年8月16日付け事務連絡により、審査請求人に対し、これを案内したところ、審査請求人は、同月23日付けで、開示を求める行政文書の名称について、「①特定法人新型コロナ飲み薬を承認しなかった国賊の氏名が分かる文書、②前記記載国賊に承認する・しないの権限を与えた国賊の氏名が分かる文書」とする旨の補正を行った。

(3) 処分庁は、「国賊の氏名」が意味するところが明らかでないとして、

- 令和4年8月25日付け事務連絡により、審査請求人に対し、上記(2)で補正された内容では対象文書を特定することができないため不開示となる見込であることを明らかにした上で、本件審議会の議事録であれば開示できる旨を伝え、これを対象文書とすることについて意見を求めた。
- (4) これに対し、審査請求人は、当該議事録の開示を求めるものではなく、あくまで「国賊の氏名」が分かる行政文書の開示を求める意思を明らかにしたため、処分庁が、令和4年9月7日付け厚生労働省発薬生0907第82号により不開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同月15日付け(同月20日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は結論において妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 原処分について

ア 審査請求人が本件開示請求により開示を求める行政文書の名称は「特定法人新型コロナ飲み薬を承認しなかった国賊の氏名が分かる文書及び前記記載国賊に承認する・しないの権限を与えた国賊の氏名が分かる文書」であるが、当該名称中「国賊の氏名」が意味するところが明らかでないため、処分庁は、審査請求人に対し、当該名称のままでは不開示となる見込みである旨を伝えたが、審査請求人はこれを補正する意思を示さなかった。

イ このため、処分庁は、審査請求人が開示を求める行政文書の名称に、意味するところが明らかでない表現が含まれるため対象文書の特定が困難であるとして、本件開示請求が形式的な不備がある不適法な請求であることを理由に、不開示とした。

(2) 原処分の妥当性について

ア 本件開示請求について、処分庁は、上記(1)のとおり、形式的な不備のある不適法な請求であるとするが、「国賊の氏名」という表現は、不適切・不穏当であるものの、必ずしもその意味するところが明らかでないとはいえない。

イ この点、原処分に至る補正の過程において、処分庁が本件審議会の資料ないし議事録を対象文書とすることを提案していることから明らかのように、仮に「国賊の」という表現がなく、審査請求人が「①特定法人新型コロナ飲み薬を承認しなかった者の氏名が分かる文書、②前記記載国賊に承認する・しないの権限を与えた者の氏名が分かる文書」について開示を求めるのであれば、本件審議会の委員名簿等が対象文書となったものと解するのが相当である。

ウ しかしながら、審査請求人は、あくまで不適切・不穏当な「国賊の」という表現に拘泥したものであるところ、本件審議会委員が「国賊」であるとするのは審査請求人の意見ないし独自の見解であって、審査請求人はその理由について審査請求書において縷々主張するが、これが公に認められているとは到底解することができないことから、結局、審査請求人が開示を求める行政文書は、事務処理上、作成又は取得した事実がないと解するのが相当である。

エ したがって、本件開示請求について、法9条2項に基づき不開示とした原処分は、結論において妥当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は結論として妥当であり、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和5年5月18日 審議
- ④ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求は形式的な不備のある不適法な請求であり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は結論において妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 諮問書に添付されている開示請求書、理由説明書及びその他資料によると、本件の文書特定については、以下のような経緯を経ていることが認められる。

ア 審査請求人の令和4年7月20日付けの開示請求書（受付印は7月25日）の「1 請求する行政文書の名称等」欄には、以下のように記載されている。

- ・ 特定法人A新型コロナ飲み薬を承認しなかった際の行政文書一切（決裁文書及びその決裁に関与した公務員等の出勤簿を含む）

イ 審査請求人に対する令和4年8月16日付けの厚生労働省からの事務連絡文書において、(ア) 令和4年7月20日に開催された「薬事・食品衛生審議会令和4年度第3回薬事分科会、令和4年度第6

回医薬品第二部会（合同開催）」の資料の開示を求めているのであれば、厚生労働省のホームページで公表しているため、開示請求によらないで入手可能である旨を連絡するとともに、(イ) 上記資料を開示請求の対象とするかどうかについての回答等を、8月23日をめぐりに補正書で回答することを求めている。

ウ 審査請求人は、上記イで求められた補正書を8月23日付けで処分庁に提出し、本件開示請求は、以下の2文書（本件対象文書）の開示を求めるものへと補正されている。

- i) 特定法人A新型コロナ飲み薬を承認しなかった国賊の氏名が分かる文書
- ii) 前記記載国賊に承認する・しないの権限を与えた国賊の氏名が分かる文書

エ 審査請求人に対する令和4年8月25日付けの厚生労働省からの事務連絡文書において、(ア) 審査請求人が上記ウで補正した「国賊の氏名」では何を指しているのか特定できないことから内容不明で不開示になる旨連絡するとともに、(イ) 7月20日に開催された「薬事・食品衛生審議会令和4年度第3回薬事分科会、令和4年度第6回医薬品第二部会（合同開催）」の議事録の開示を求めるか否かを、補正書で回答することを求めている。

オ 上記エに対して、8月31日に審査請求人から厚生労働省宛てに電話があり、(ア)「国賊の氏名が分かる文書」という上記ウの補正内容を変更する意思はないこと、(イ) 上記エ(イ)の議事録は不要である旨が伝えられた。

(2) 原処分では、上記(1)ウのi)及びii)の文書（本件対象文書）について不開示とされており、不開示決定通知書では、不開示とした理由が以下のように記載されている。

「本件開示請求については、相当の期間を設けて補正を求めたにも関わらず、「国賊の氏名」というその意味する内容が不明な文書についての補正がなされず、形式的な不備がある不適法な請求であるため、不開示とした。」

(3) これに対して、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3(2)イないしエ)において、「仮に「国賊の」という表現がなければ、薬事・食品衛生審議会薬事分科会及び回医薬品第二部会の委員名簿等が対象文書になったものと解するのが相当である」と述べつつも、最終的に「審査請求人が開示を求める行政文書は、事務処理上、作成又は取得した事実がないと解するのが相当」であり、「本件開示請求について、法9条2項に基づき不開示とした原処分は、結論において妥当である。」としている。

(4) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対して、Ⅰ) 上記(1)ウの審査請求人の補正時における同人とのやり取りの詳細(上記(1)イの事務連絡文書では求めているにもかかわらず、審査請求人が開示請求文言を補正した際の事情)、及びⅡ) 上記(1)オの審査請求人からの電話回答時における同人とのやり取りの詳細等について説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示請求の文言を「国賊の氏名が分かる文書」に変更したことについては、担当室との間では、特段のやり取りはなかったものと認識している。

イ 8月31日の審査請求人からの電話の際、審査請求人は、担当室の説明(8月25日付け補正書の、「このままの内容では、何を指しているのか特定できないことから内容不明で不開示となる」)にもかかわらず、強い意志を感じさせる口調で補正内容を変更しない旨の主張を行っていた。

(5) 審査請求人は、上記(1)ウのとおり、あえて「国賊の氏名が分かる文書」へと補正し、同オ及び上記(4)イのとおり、「このままの内容では、何を指しているのか特定できないことから内容不明で不開示となる」旨を処分庁が教示しても、その補正内容を変更する意思がないことを電話で重ねて明らかにするなど、審査請求人は、「国賊」という言葉に強いこだわりを有し、飽くまでも「国賊」に該当する者の氏名の開示を求めていると解さざるを得ない。

審査請求人は、「国賊」の意味は一義的に定まるものとして主張しているように理解されるが、捉え方に応じて対象者の有無、範囲の判断が変わり得る、主観的解釈を含む用語であり、「国賊」とする者の対象の有無やその範囲が客観的に定まるものと認めることはできない。このため、対象文書を適切に特定することは困難であるといわざるを得ない。

したがって、本件対象文書については、該当する文書の特定ができず、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした原処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久未弥生, 委員 葭葉裕子

別紙（本件対象文書）

- 1 特定法人A新型コロナ飲み薬を承認しなかった国賊の氏名が分かる文書
- 2 前記記載国賊に承認する・しないの権限を与えた国賊の氏名が分かる文書